

地域生活支援部会 実績報告

(令和2年12月末現在)

1 設置時期

令和2年9月7日

2 部会員の構成

区職員11名 障害者施設関係者8名
2頁「地域生活支援部会部会員名簿」のとおり

3 部会設置の背景及び課題

地域には、障害者（児）を支える様々な資源が存在し、これまでも地域の障害福祉計画に基づき整備が進められてきたが、これらの有機的な結びつきが必ずしも十分でなく、効率的・効果的な地域生活支援体制となっていない。

このため、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・要請、地域の体制づくり）を、整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する必要がある。

4 取組内容

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、書面にて地域生活支援拠点の面的整備に向けて、部会員が課題と感じる点や検討すべき事項等をアンケート形式にて集約した。

部会員より寄せられた、優先的に検討が必要な事項としては、以下の点が挙げられた。

- ・施設からの地域移行の場としての重度障害者グループホームの整備
- ・基幹相談支援センターの整備
- ・短期入所等緊急時の受け入れ施設、ベッドの確保
- ・区の緊急一時保護事業の課題整理 など

5 今後の方向性

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に注視し、書面にて会議を開催するなど、課題や優先的に検討が必要な事項を共有し、優先順位を付けて協議を進める。

地域生活支援部会 部会員名簿(令和2年度)

所属法人	役職等
障害者施設関係団体を代表する者(8名)	(社福)アムネかつしか 地域活動支援センターコパン 相談支援専門員
	(社福)かがやけ福祉会 相談支援センター かがやけ 施設長
	(社福)章佑会 やすらぎリバーシティ 所長
	(社福)手をつなぐ福祉会 パランしょうぶ 管理者
	(社福)東京コロニー 東京都葛飾福祉工場 支援部長
	(社福)東京都手をつなぐ育成会 鎌倉福祉会館 施設長
	(社福)原町成年寮 サザンクロスかつしか 所長
	(社福)武蔵野会 東堀切くすのき園 施設長
区職員(11名)	福祉部障害福祉課長(部会長)
	福祉部障害援護担当課長(副部会長) (福祉部長事務取扱)
	福祉部障害者施設課長(副部会長)
	健康部保健予防課長(副部会長)
	福祉部障害福祉課障害事業係長
	〃 障害福祉課相談係長
	〃 障害福祉課援護係長
	〃 障害福祉課援護係主査
	〃 障害福祉課援護係主査
	〃 障害者施設課通所施設係長
健康部保健予防課保健予防係長	

地域生活支援部会設置要領

令和2年9月7日
2 葛福障第361号
福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、地域生活支援部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第4号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 地域生活支援に関すること
- (2) 区内障害福祉事業者との連絡・調整に関すること
- (3) 地域生活を支援する上での情報交換に関すること
- (4) その他、地域生活支援を実施する上で必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害福祉課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、障害援護担当課長、障害者施設課長、保健予防課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)会長に対し、

部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、障害福祉課援護係が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和2年9月7日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部障害福祉課長	部会長
福祉部障害援護担当課長	副部会長
福祉部障害者施設課長	副部会長
健康部保健予防課長	副部会長
福祉部障害福祉課障害事業係長	
〃 障害福祉課相談係長	
〃 障害福祉課援護係長	
〃 障害福祉課援護係主査	
〃 障害者施設課通所施設係長	
健康部保健予防課保健予防係長	
区内障害者施設関係代表者（10人以内とする。）	